

代表契約者制度について
～第9回会合における議論を踏まえた見直し～

平成27年11月
東京電力株式会社

1. 指摘事項について

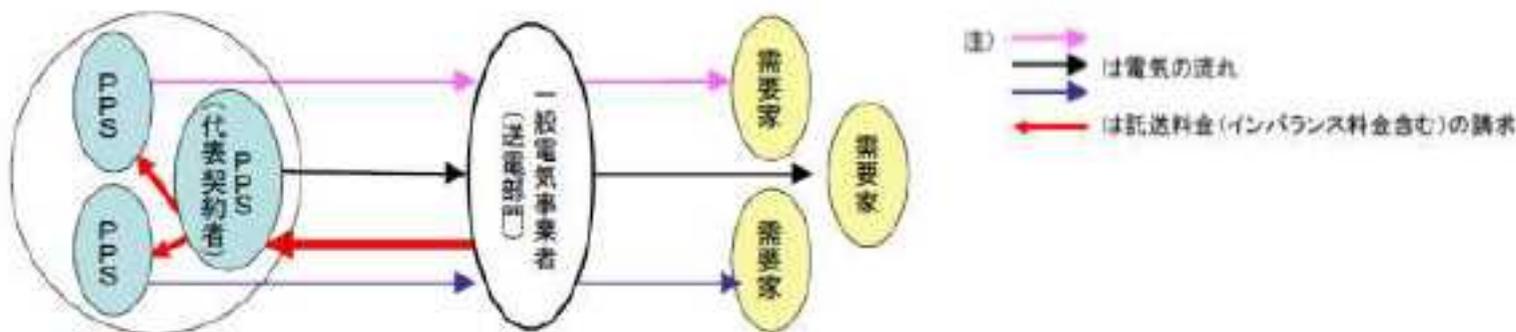
【指摘事項 4】

代表契約者制度における「連帯責任」の対象・非対象の具体事例及び「帰属」「協議」の考え方、これらを反映した約款の修正方針

【代表契約者制度について】

- 代表契約者制度とは、複数のPPSと一般電気事業者が一つの託送供給契約を結び、PPS間で代表契約者を選定する仕組み。
- グループを形成するPPS全体で同時同量を達成することとなり、グループ規模が大きくなるほどインバランスの発生に伴う料金負担が低減する。

(イメージ)



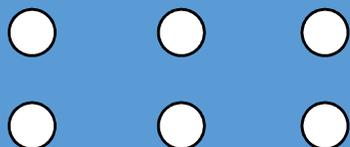
2. 代表契約者制度の見直しについて(連帯責任の範囲)

【連帯責任の範囲について】

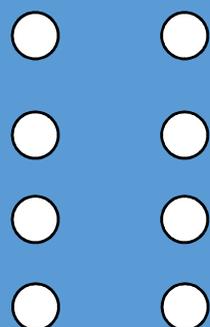
- 責任範囲を特定できない金銭債務(供給地点ごとに設定できない料金等)は、連帯責任あり
- 責任範囲を特定できる金銭債務(供給地点ごとに設定される料金等)は、連帯責任なし

balancing group (simultaneous quantity achievement unit)

contractor-B



contractor-A
(representative contractor)



contractor-C



○ ... supply point (required point)

connection supply contract

< multiple contractors, general transmission and distribution business operators conclude >

【 current 】

- All monetary debts, all contractors bear joint liability

【 after revision 】

- **不可特定責任範囲金銭債務**
⇒ **契約者全員が連帯して責任を負う**
 - ・ connection target plan difference corresponding electricity fee (imbalance fee)
 - ・ supply instruction time supplementary electricity fee
 - ・ above-related delay interest, guarantee
- **特定可能責任範囲金銭債務**
⇒ **契約者ごとに責任を負う**
 - ・ connection electricity service fee
 - ・ temporary connection electricity service fee
 - ・ reserve electricity service fee
 - ・ above-related delay interest, guarantee
 - ・ construction fee burden
 - ・ contract excess fee (peak over)
 - ・ penalty
 - ・ other monetary debts

general transmission and distribution business operator

3. 託送供給等約款の修正方針

- 御指摘を踏まえ、以下方針に沿った約款規定の修正が必要と考えます。
 - ・ 「35 連帯責任」において、「協議が整った場合は、責任範囲を特定できる金銭債務の連帯責任は求めない」旨を明確化。
 - ・ 上記修正にともない、「4 代表契約者の選任」における「代表契約者および契約者への金銭債務の帰属」にかかる記載は削除。
- なお、託送にかかる契約を締結する際には、双方合意とするために協議を実施しており、代表契約締結においても同様に、連帯責任に関して双方の認識に齟齬がないことを確認するため「協議が整った場合」としております。

<託送供給等約款>

4 代表契約者の選任

・・・この約款に定める金銭債務（代表契約者に属するものとしたします。ただし、代表契約者と当社との協議が整った場合は、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金等に係る金銭債務については、当該金銭債務に係る供給地点において電気の供給を受ける契約者に属するものとすることができます。）の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。・・・（以下略）

※金銭債務の帰属先については「35 連帯責任」の項において明確化することから、下線部は削除の方向。

35 連帯責任

1 接続供給契約において契約者が複数となる場合は、接続供給契約の履行に関し、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものとしたします。

※上記より「契約者ごとに責任を負う金銭債務を除くこと」について規定を追加。